

令和5年度 福島支部保険料率について

ご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和5年度福島支部健康保険料率についてご審議いただき、ご意見をお願いします。
- (当日配布資料) 令和5年度都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見について、ご意見をお願いします。

I .協会けんぽの収支見込み、及び令和5年度 都道府県別保険料率について (医療分)

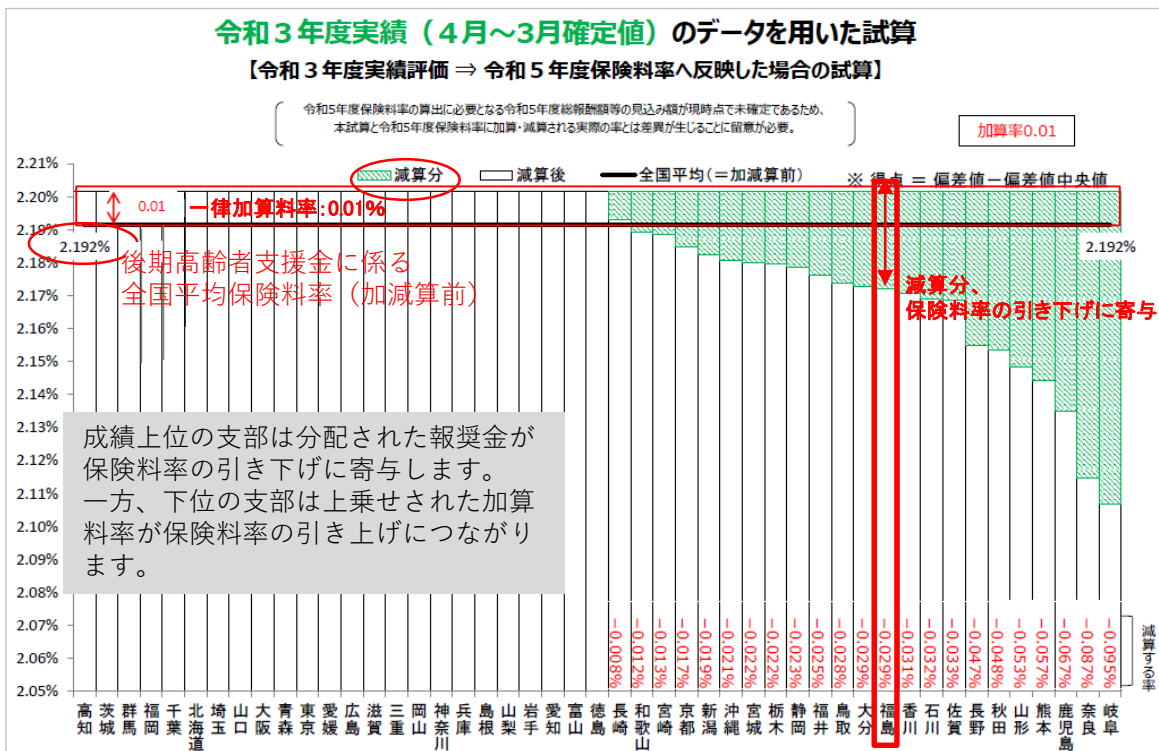
令和5年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%、4月納付(3月賦課)分の保険料から新たな保険料率に変更
- インセンティブ分の加算額は、0.007%から0.01%に引き上げ

令和3年度 福島支部のインセンティブ制度の結果について

【インセンティブ制度とは・・・】

将来的な医療費の伸びの抑制につながる5つの指標で、47支部ごとに事業主・加入者の取り組みを評価し、上位支部にはインセンティブ(報奨金)を付与し、翌々年度の都道府県保険料率に反映させる制度。必要な拠出金として、各支部に0.01%上乗せして徴収し、成績に応じて拠出金を分配。



評価指標	順位
【指標1】特定健診等受診率	17位
【指標2】特定保健指導実施率	16位
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	14位
【指標4】要治療者の医療機関受診率	5位
【指標5】後発医薬品使用割合	16位
総合	11位

令和5年度 インセンティブ分の加算額は0.01% (全国一律)

令和3年度の福島支部の実績は、全国第11位でインセンティブが付与され、0.029%減算。

加算分0.01% - 減算分0.029%

➡ 0.019%の保険料率引き下げに寄与

令和5年度福島支部 健康保険料率

令和4年度

9.65%

※インセンティブ反映前9.68%から、インセンティブにより0.023%減算され、最終決定した料率は9.65%

▲0.12%



令和5年度

9.53%

※インセンティブ反映前9.55%から、インセンティブにより0.019%減算され、最終決定した料率は9.53%

【福島支部の健康保険料率の推移】

健康保険料率	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全国平均	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
福島支部	8.20%	9.33%	9.47%	9.96%	9.96%	9.96%	9.92%	9.90%	9.85%	9.79%	9.74%	9.71%	9.64%	9.65%	9.53%

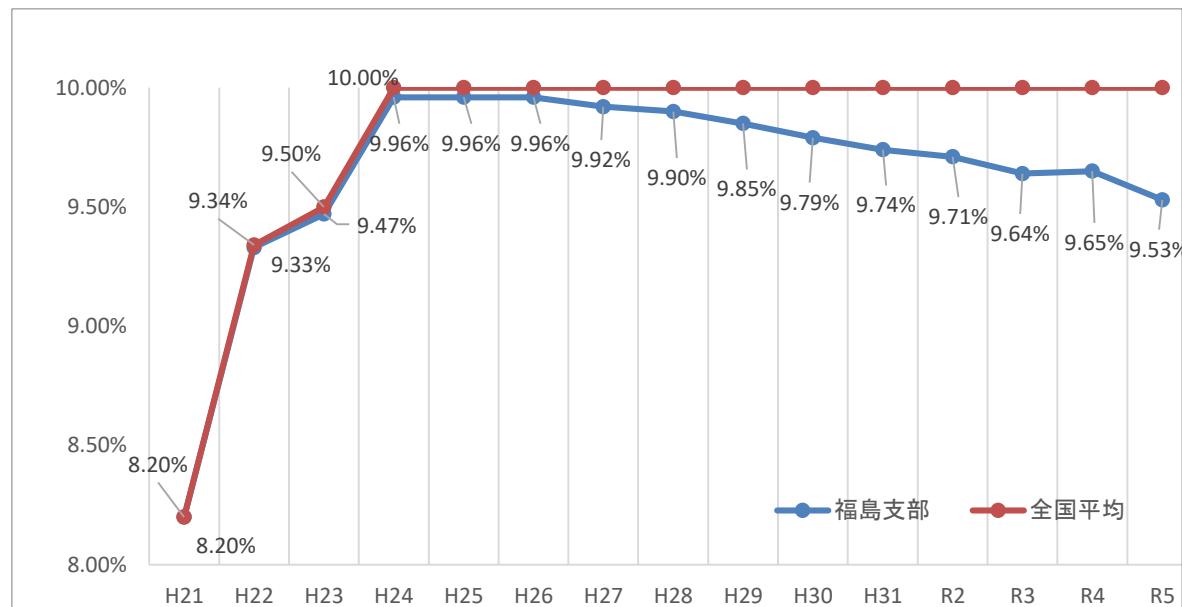
【令和5年度 保険料負担への影響】

※標準報酬月額300,000円のケース

(被保険者1人当たり、労使折半後)

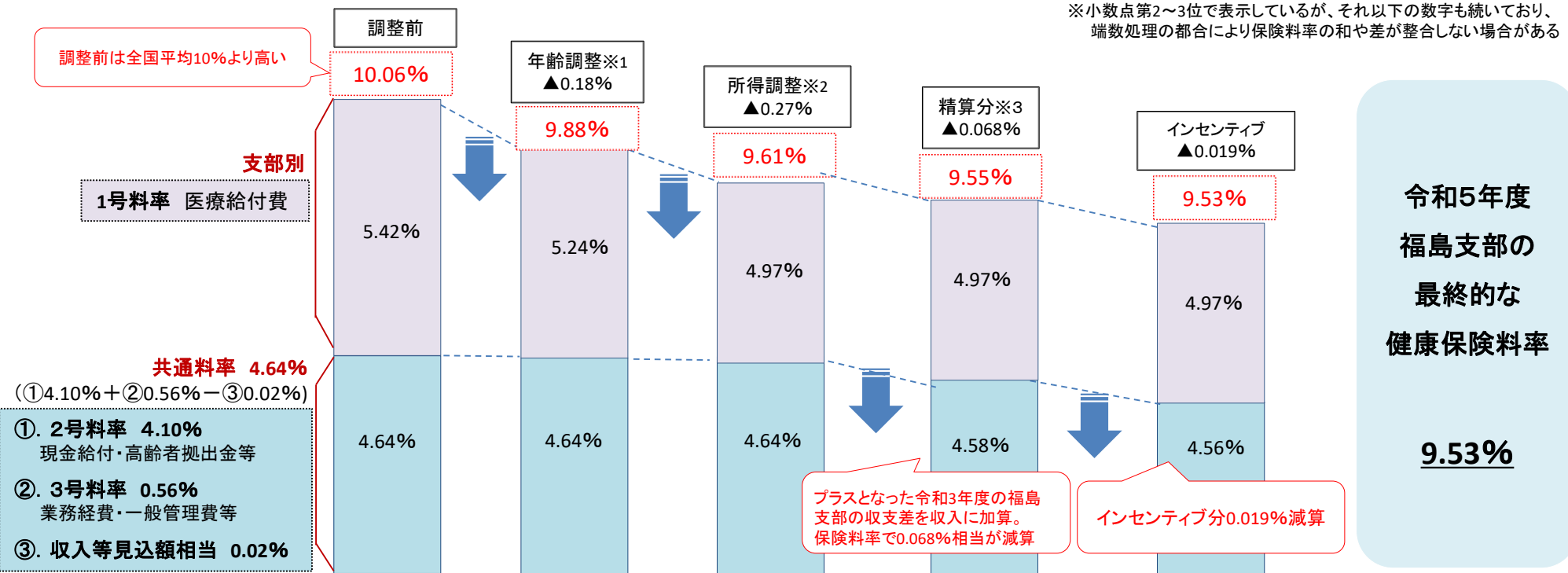
■ 月額 180円の負担減 (14,475円 → 14,295円)

■ 年額 2,160円の負担減 (180円 × 12月)



令和5年度 福島支部保険料率のイメージ

※小数点第2～3位で表示しているが、それ以下の数字も続いており、端数処理の都合により保険料率の和や差が整合しない場合がある



地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、そのまま医療費を都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成が高い支部ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準が低い支部では、同じ医療費でも保険料率が高くなる。そのため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては地域の年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いによる財政力の差を調整することになっている。

- ※1 年齢調整
年齢構成を全国(協会の平均)とした場合の医療費の差を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は年齢構成が全国より高いため、保険料率が下がる
- ※2 所得調整
所得水準を全国(協会の平均)とした場合の保険料収入の差を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は所得水準が全国より低いため、保険料率が下がる

- ※3 精算
健康保険料率は、2年前の実績を基に見込額を算定し、2年後に精算することになっている。
令和3年度の健康保険料率は令和元年度の医療費や総報酬額の実績をもとに収支を見込んで算定し、収支差(見込みとの乖離)を令和5年度に精算する。
→福島支部の令和3年度の収支差はプラスとなったため、収入に加算(料率が下がる)

令和5年度 福島支部保険料率について

	令和5年度		令和4年度
	福島支部	全国	福島支部
第1号保険料率 支部別	4.97%	5.36%	4.94%
調整前所要保険料率	5.42%	5.36%	5.37%
年齢調整	▲0.18%	—	▲0.16%
所得調整	▲0.27%	—	▲0.27%
第2・3号保険料率等	4.56%	4.64%	4.71%
共通料率 全国一律	4.64%	4.64%	4.71%
インセンティブ制度による加算・減算 支部別	▲0.019%	—	▲0.023%
精算分 支部別	▲0.068%	—	0.03%
保険料率（1号料率＋2・3号料率等）	9.53%	10.00%	9.65%

※各保険料率は端数処理のため、保険料率の和や差と整合しない場合がある。

【健康保険料率引き下げにつながった要因】

●令和3年度決算の収支差(見込みとの乖離)は、令和5年度の保険料率算定時に精算をすることになっている。令和3年度決算で生じたプラスの収支差が、令和5年度の収入として組み込まれ、0.068%の保険料率引き下げにつながった。

令和3年度の保険料率は、令和元年度実績を基に見込額を算定しているが、令和3年度の医療費(実績)が見込額を下回ったことが、収支差がプラスとなった要因と考えられる。

●インセンティブ制度における令和3年度の実績が全国11位と上位になったことにより、0.019%の保険料率引き下げに寄与した。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、収入総額が11.2兆円、支出総額が11.0兆円、単年度収支差は2,100億円（前年度比▲2,200億円）となっている。

Ⅱ.令和5年度介護保険料率について

令和5年度 介護保険料率

令和4年度

1.64%

0.18%

令和5年度

1.82%

介護保険料率	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全国一律	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%	1.73%	1.79%	1.80%	1.64%	1.82%

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、下記の計算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)総報酬額総額の見込}}$$

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

【令和5年度 介護保険料負担の影響】

※標準報酬月額300,000円のケース

(被保険者1人当たり、労使折半後)

- 月額 270円の負担増 (2,460円 → 2,730円)
- 年額 3,240円の負担増 (270円 × 12月)

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 （R4年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R4年12月）	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： <u>1.82%</u>
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度の介護納付金は前年度比+641億円
 令和4年度末に見込まれる不足分▲217億円も含めて収支を均衡させるために
 必要な保険料収入を算定した結果、令和5年度 介護保険料率は1.82%となった。

【参考】

令和5年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

令和5年度都道府県単位保険料率の
令和4年度からの変化
(暫定版)

※標準報酬月額30万円の場合（月額：労使折半後）

● 介護保険に該当しない被保険者（～39歳、65歳～）

	令和4年度	令和5年度	差
健康保険料率	9.65%	9.53%	▲0.12%
健康保険料額	14,475円	14,295円	▲180円

● 介護保険に該当する被保険者（40歳～64歳）

	令和4年度	令和5年度	差
健康保険+介護保険料率	11.29%	11.35%	0.06%
（内訳）健康保険料率	9.65%	9.53%	▲0.12%
介護保険料率	1.64%	1.82%	0.18%
健康保険+介護保険料額	16,935円	17,025円	90円

福島支部の健康保険料率は、
全国3番目の低さとなっています。

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

令和4年度保険料率からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

※平均
10.00%

※「+」は令和5年度保険料率が令和4年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
※金額は標準報酬月額30万円の者に係る保険料率負担（月額：労使折半後）の増減である。

【参考】保険料率変更にかかる今後のスケジュール（予定）

- 1月13日（金） 評議会の開催（都道府県単位保険料率の変更についてご意見をいただく）
- 17日（火） 支部長から理事長へ意見の申出（提出する意見書へ評議会の意見を添える）
- 30日（月） 運営委員会（都道府県保険料率の決定）
→料率変更について厚生労働大臣への認可申請

健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 **支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。